

# 武蔵野市小中連携教育推進委員会報告書

－小中連携教育から小中一貫教育へ－

平成28年2月

はじめに	
I 武蔵野市の小中連携の現状及び成果と課題	1
II 武蔵野市の児童・生徒の現状とその分析	2
III 武蔵野市として考える小中連携教育の方向性	9
IV 小中一貫教育実施に向けて想定される教育指導に係る検討課題及び 今後の見通し	13
V 参考資料	
資料1 「教育基本法について（規定の概要）」（文部科学省）	16
資料2 「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する 法律について（通知）」27文科初第595号 平成27年7月30日	22
資料3 「第2期教育振興基本計画（概要）」（文部科学省）	32
資料4 委員名簿	35
資料5 これまでの協議内容	36
資料6 「平成25・26年度 全国学力・学習状況調査」における児童質問 紙及び生徒質問紙 結果（抜粋）	37
資料7 VII 施設形態×小中一貫教育の成果 「小中一貫教育等についての実態調査の結果」（中央教育審議会 初等中等教育分科会小中一貫教育特別部会 平成26年9月19日 （抜粋）	47

## はじめに

近年、武蔵野市の子どもたちや市民の生活する社会は、大きな変化を見せています。急激に進む経済のグローバル化やサービス産業化、情報通信技術の進展といった経済・産業構造の変化が進んでいます。また、少子高齢化の進行により社会活力の低下が懸念されています。このような変化の激しい社会では、子どものみならず家庭、地域にも影響を与えており、都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域社会とのつながりの希薄化、支え合いによるネットワーク機能の低下も指摘されています。

こうした状況を踏まえ、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿や目指すべき理念が明らかにされました。学校教育については、体系的な教育が組織的に行われなければならないことや子どもたちが規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきこととされました。また、これを受けて、平成19年9月には学校教育法が改正され、新たに義務教育の目標が定められ、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標が見直されました。

さらに、平成27年6月に国会で可決された改正学校教育法では、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校として位置付けられました。小中一貫教育については、教育基本法第17条に基づき国が平成25年6月14日に閣議決定した「第2期教育振興基本計画」の中でも、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指し、義務教育9年間を通じて児童・生徒の発達に合った学びを実現するために、取組を促進すると示されています。

このような中、本市の子どもたちは、学力については、相当数の子どもたちが学習内容を概ね理解しており、意識調査においても、学習意欲や学習に対する向上心が比較的高く、授業態度も概ね良好という結果が出ています。一方で、不登校児童・生徒の比率は、ここ数年間概ね横ばいの状況にありますが、小学校から中学校への進学段階で不登校の子どもたちが増加する傾向にあったり、小学校から中学校へ進学すると「夢や希望をもつこと」「地域行事の参加」に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が低下したりします。

以上のような状況を踏まえ、本市では第二期武蔵野市学校教育計画(平成27年度～31年度)の三つの施策の柱の一つである「生きる力を育む教育」の「今日的な教育課題への対応」の中で、「小中連携をさらにすすめた小中一貫教育の検討」を進めることとしました。

そこで今年度、教育部内に、武蔵野市小中連携教育推進委員会を設置して、小中一貫教育の導入の是非も含めて検討を行いました。その結果、今後、様々な解決すべき課題はあるものの、教育指導面では、小中一貫教育を導入することは有効であると考え、武蔵野市においてこれを推進すべきとの結論を得たので報告いたします。

平成28年2月  
武蔵野市小中連携教育推進委員会